皮膚損傷に係る薬剤投与 関連	十七

改正後	改正前
備考 一　区分別科目は、講義又は演習及び実習（必要な症例数を経験するものに限る。）により行うものとする。 二　（略） 三　既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に応じ、その全部又は一部を免除することができる。 四　指定研修機関は、当該特定行為研修に係る特定行為を手順書により行うための能力を有していると認める看護師について、その一部を免除することができる。 五　指定研修機関は、厚生労働大臣が適当と認める場合には、当該特定行為研修に係る特定行為の一部を行う看護師について、当該特定行為研修の一部を免除した研修を行うことができる。 六　（略）	備考 一　区分別科目は、講義又は演習及び実習（必要な症例数を経験するものに限る。）により行うものとする。 二　（略） 三　既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に応じ、その全部又は一部を免除することができる。 四　指定研修機関は、当該特定行為研修に係る特定行為を手順書により行うための能力を有していると認める看護師について、その一部を免除することができる。 五　（略）

皮膚損傷に係る薬剤投与 関連	三十九

改正後	改正前
備考 一　区分別科目は、講義、演習又は実習により行うものとする。 二　（略） 三　既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に応じ、その時間数の全部又は一部を免除することができる。 四　指定研修機関は、当該特定行為研修に係る特定行為を手順書により行うための能力を有していると認める看護師について、その時間数の一部を免除することができる。 （新設） 五　（略）	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の第五条第三号、別表第三及び別表第四の規定にかかわらず、平成三十一年十一月三十日までの間は、この省令による改正前の規定により第六条の指定の申請（当該申請に係る第七条第一項の適用を含む。）又は第十条の申請を行うことができる。

第三条　この省令の施行の際現に保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十七条の二第二項第五号の規定による指定を受けている者又は同項の規定により変更の承認を受けた者が行う特定行為研修の内容については、この省令による改正後の第五条第三号、別表第三及び別表第四の規定にかかわらず、平成三十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

○防衛省令第八号

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）の施行に伴い、及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六条の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

防衛大臣　岩屋　毅

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 1～11　［略］ 12　上皇及び上皇后は、第十三条第二項の規定にかかわらず、栄誉礼受礼資格者とする。	**附　則** 1～11　［同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年五月一日から施行する。

（この省令の失効）

2　この省令は、この省令の施行の日以前に皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第四条の規定による皇位の継承があったときは、その効力を失う。